

建築基準法施行等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

建築基準法等の一部を改正する法律（平成十四年七月十二日法律第八十五号）（抄）

（建築基準法の一部改正）

第一条 略

第二十八条の次に次の一条を加える。

（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）

第二十八条の二 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建築基準法第二十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十九条第一項第五号の改正規定（「第二十八条第一項から第三項まで」の下に「、第二十八条の二」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。